

鳥取県告示第407号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成23年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 申請のあった年月日

平成23年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり希望化計画21

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山岡 憲樹

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町西二丁目540

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県の秘めた人的、物質的力を発掘し、それを最大限に生かすための智恵を出し合うことによって、鳥取県を広く国内外にアピールし、また、市民参加型まちづくりに関する様々な事業及び非営利活動団体に対する支援をおこない、創造と活力にあふれた地域づくりの推進をすることによって、鳥取県を活性化し県民に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業、表決権等及び議事録